

地域材供給倍増対策

【1, 353 (400) 百万円】

対策のポイント

「10年後の木材自給率50%以上」を目指し、原木の安定供給の取組や木材産業活性化、公共建築物等への地域材の利用拡大の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「森林・林業再生プラン」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の生産・加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物木材利用促進法」の着実な推進により、公共建築物のみならず、住宅等での地域材の一層の利用拡大や、木質バイオマス等地域材の新たな用途への利用拡大につなげていく必要があります。

政策目標

- 原木の安定供給体制の構築に取り組んだ地域からの原木供給量：
取組開始後3年目で開始前の3割増（平成32年度には倍増）
- 木材産業等の活性化を図る地域における木材利用量：
平成27年度までの5年間で30万m³増加
- 木造での公共建築物の整備：7.5%（平成20年度）
→ 24%（平成27年度）

<主な内容>

1. 地域における原木の安定供給の取組への直接支援

地域における木材生産者の連携による原木供給の取りまとめやストックヤードを活用した仕分け・直送の推進等、安定供給に向けた取組に対し支援します。

2. 水平連携など木材産業活性化のための支援

集成材工場向けのラミナ挽き等の水平連携構想の作成、工務店と連携した部材の共通化等の取組に対し支援します。

3. 木造公共建築物等への地域材利用による実需拡大

公共建築物木材利用促進法を推進するため、次の取組に対し支援します。

- ① 地域の関係者が一体となって取組む木造公共建築物の整備等
- ② 木造公共建築物や木質バイオマス利活用施設の整備資金の借入に係る利子助成
- ③ 木造設計を担う建築士が地域材製品の選択に用いるソフトウェアの提供等

4. 地域材の差別化・信頼性向上による実需拡大

木材のトレーサビリティ制度（合法性、伐採地等の表示）に係る実証や、環境貢献度の客観的な評価・表示等を推進します。

地域材供給倍増事業 1, 153 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- 1の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300 (直))
- 2の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2294 (直))
- 3及び4の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2296 (直))

地域材供給倍增対策

概算要求額 1,353百万円

課題

- 小規模・分散的・多段階という国産材の生産・加工・流通体制の改革が途上
- 総需要量の約4割を占める住宅・建築分野での国産材の一層の利用拡大が重要
- 住宅・建築分野以外の木質バイオマスや新たな用途への利用拡大対策が必要



「公共建築物木材利用促進法」の成立

公共建築物に重点を置きつつ、住宅・バイオマス等を含め木材利用の拡大を図る

地域材安定供給推進対策

○地域における原木の安定供給の取組への直接支援

- ー原木供給能力を踏まえた安定供給計画の作成
- ー加工業者との安定供給協定締結活動

○木材産業活性化のための支援

- ー集成材工場向けのラミナ挽きなど水平連携構想作成
- ー工務店と連携した部材の共通化等



地域材実需拡大

○木造公共建築物等への地域材利用による実需拡大

- ー地域の関係者が一体となって取組む木造公共建築物の整備等
- ー木造公共建築物、木質バイオマス利用施設の整備資金の借入に係る利子助成
- ー高度な木造建築に必要な設計ソフトの提供等

○地域材の差別化・信頼性向上による実需拡大

- ー木材のトレーサビリティ制度の実証
- ー環境貢献度の評価・表示の実証等



地球温暖化防止
への貢献

地域材の供給量を倍增
(10年後の木材自給率50%以上)

コンクリート社会から
木の社会への
転換の実現